

所得金額調整控除(令和3年度以降)

- ① 給与収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する方は、次の金額が給与所得金額から控除されます。

- ア. 本人が特別障害者に該当する場合
イ. 年齢23歳未満の扶養親族を有する場合
ウ. 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する場合

所得調整	
給与収入金額(850万円以上)	D(1,000万円超の場合は1,000万円)
控除額(E)	(D - 8,500,000) × 0.1

所得金額調整控除前の
給与所得

— E = 給与所得

- ② 給与所得と公的年金等に係る雑所得の両方の所得がある方は、次の金額が給与所得金額から控除されます。

所得調整		
	給与所得	年金所得
所得金額(上限10万円)	A	B
控除額(C)	(A + B) - 100,000	

所得金額調整控除前の
給与所得

— C = 給与所得